

尾張西部区域地域災害医療部会開催要領

(目的)

第1 災害時に、尾張西部区域保健医療調整会議設置要領別表1に規定する所管区域において保健所等に設置する保健医療調整会議が担う調整機能、運営体制等について検討するため、愛知県災害医療協議会開催要領第5の規定に基づき、尾張西部区域地域災害医療部会（以下「部会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 部会は、前項の目的を達成するため次の事項を協議する。

- (1) 保健医療調整会議の運営体制に関すること
- (2) 災害時の地域における医療調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 部会は原則として所管区域を単位として開催する。

2 所管区域を超えた検討が必要になる場合には、複数の所管区域を対象とした部会（合同部会）を開催することができる。

(構成員)

第4 部会は次の構成員のうち、県清須保健所長（以下「保健所長」という。）が議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。

- (1) 地域災害医療コーディネーター
- (2) 地域の2次救急病院等の者
- (3) 地区の医療関係団体の者
- (4) 関係行政機関の者
- (5) その他、保健所長が適当と認める者

2 部会長は保健所長とし、部会の議長とする。

(医療救護活動計画策定部会)

第5 部会の下に必要な応じ、医療救護活動計画策定部会を開催することができる。

- 2 医療救護活動計画策定部会の構成員は、部会における協議の上、部会長が指名する者とする。
- 3 医療救護活動計画策定部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第6 部会の下に必要な応じ、ワーキンググループを開催することができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、部会における協議の上、部会長が指名する者とする。
- 3 ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7 部会の庶務は、県清須保健所が行う。

また、県清須保健所以外の関係保健所は、所管区域の事務局の構成機関となり、県清須保健所と連携して部会の運営にあたる。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年12月10日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年9月27日に施行し、令和3年4月1日から適用する。